平成 25 年８月９日

各　位

株式会社フレンテ
上場会社名
代表者　代表取締役社長　小池　孝
（コード番号　2226）
問合せ責任者　常務取締役　藤原　潤也
（ＴＥＬ　03-3979-2116）

当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の非継続に関するお知らせ

当社は、平成 25 年８月９日開催の取締役会において、買収防衛策を継続しないことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

当社は、平成19年９月27日開催の第31回定時株主総会の承認を得て、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を導入いたしました。その後、平成22年９月28日開催の第34回定時株主総会の承認を得て、本プランの継続的導入をいたしました。

当社は、当社グループの企業価値・株主共同の利益に反する大量買付行為を抑止するために、当社株式に対する大量買付行為が行なわれる際に、当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案したり、あるいはかかる大量買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保すること、そして株主の皆様のために交渉を行なうこと等を可能とする枠組みとして、本プランを導入しております。

しかしながら、金融商品取引法の改正等により、大量買付行為に関する手続の整備が進み、本プランの導入目的も一定程度担保されていると考えられること、及び本プランの導入時とは当社を取り巻く経営環境等が変化していることから、上記の本プランの導入の意義は、導入時よりも相対的に低下しているものと考えております。

本プランは、本年９月26日開催予定の第37回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）終結の時をもって、その有効期間が満了することとなります。本プランの有効期間の満了を迎えるにあたり、上記のような状況でありますことから、本プランの取扱いについて慎重に検討を重ねてまいりました結果、本日開催の取締役会において、本定時株主総会終結の時をもって本プランを継続しないことを決議いたしました。

なお、本プランの有効期間満了後も、当社株式の大量買付行為が行なわれた場合には、当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるために、積極的な情報収集と適切な情報開示に努めるとともに、法令及び当社定款に照らし適切な対応をしてまいります。

以　上